仕 様 書

1 委託業務名

令和6年度香川県上海ビジネスサポーター委託業務

2 目的

上海地域(上海市、江蘇省、浙江省及び安徽省をいう。以下同じ。)における県内企業のビジネス展開を促進するため、現地に香川県担当者(「香川県上海ビジネスサポーター」と称する。)を配置し、県内企業の現地視察や現地でのビジネス展開の支援、現地ビジネス情報の収集・提供、現地における交流ネットワークづくりのためのビジネス交流機会の提供など、きめ細かい支援を行うものである。

3 委託業務対象地域

上海市、江蘇省、浙江省及び安徽省

4 業務委託期間

令和6年4月1日~令和7年3月31日

5 「香川県上海ビジネスサポーター」の配置

- ・下記「6 委託業務内容」を実施するに当たり、受託者は、上海地域におけるビジネスに精通するとともに、企業等に対する支援の経験豊富な者を本業務の窓口となる担当者として特定して上海市内に配置し、本業務を行うものとする。
- ・当該担当者は、「香川県上海ビジネスサポーター」(以下「サポーター」という。)と称する。

6 委託業務内容

<現地視察の支援>

- ①県内企業の現地視察に対する企画提案・アポイント手配
 - ・ビジネス目的での現地視察を希望する県内企業に対して、視察プランの作成及びアポイントの手配等の事前準備を行う。

②県内企業の現地視察に対するアテンド・通訳

・県内企業の現地視察に対して、現地でのアテンド・通訳を行う。

くビジネス展開の支援>

- ③県内企業及びその現地法人等からの依頼によるビジネス相談
 - ・貿易投資相談及び法令等に関する照会などへの対応
 - ・経済環境や物流事情など現地情報の収集・提供

④マッチング候補企業情報の提供等

i)基礎調査

現地企業との商談を希望する県内企業に対して、サポーターは、県内企業の商談先となりうる企業(以下「マッチング候補企業」という。)を、当該県内企業1社につき3社程度リストアップし、情報を書面で提供する。

※リストアップは、県内企業及びマッチング候補企業のニーズを十分に確認して行う

こと。

- ※書面で提供するマッチング候補企業の情報は下記のとおりとする。
 - ・基本データ(会社名、所在地、連絡先(電話番号、担当者、ウェブサイト・電子 メールのアドレス等))
 - ·企業概要(法定代表者、登録資本金、設立日、業務内容)
 - 経営状況(売上高、従業員数、輸出状況)
 - ・商談の参考となる情報(製品・技術、ニーズ、対応可能な言語等)

ii) 商談に係るアポイント手配

上記 i 「基礎調査」を利用した県内企業が、サポーターのリストアップしたマッチング候補企業との間で商談を希望する場合、当該商談に係るアポイントの手配を行う。

※アポイントが取得できたものを支払いの対象とする。ただし、アポイントが取得できたものであっても、業務委託期間内に商談が実施できなかったもの(<u>県又は県内企業の責めに帰すべき事由がある場合を除く。</u>)は、支払いの対象としない。

iii) 商談に係るアテンド

上記ii「商談に係るアポイント手配」を行う場合において、県内企業が希望するときは、当該商談に係るアテンドを行う。

※上記 ii 、iii ともに、現地での商談及びオンライン商談に対応すること。

<情報提供等>

⑤現地ビジネス情報提供

- i) 中国ビジネスニュース
 - ・現地の最新情報に関するレポートをまとめて提出する(毎月1回 A4用紙3枚・両面 刷り6ページ程度)。作成に当たっては、下記の例を参考にし、<u>県内企業が上海地域でビ</u>ジネスを展開するうえで有益な内容にまとめるものとする。

(提供内容例)

- ・現地の市場に関するトレンド情報
- ・現地での貿易・投資に関する情報
- ・現地の企業活動に重要と思われる法令改正や制度改正などに関する情報
- ・中国ビジネスに関するアドバイス など

【留意点】

- ・香川県の主要産業、産品に関連づけること
- ・最新の情報(直近1か月以内程度)を提供すること

ii)レポートの利用方法

i)のレポートは、県及び(公財)かがわ産業支援財団、ジェトロ香川、金融機関等の関係支援機関のツールを活用して公表するとともに、サポーターを通じて情報提供を希望する県内企業現地法人等に提供する。

iii)レポートの提出日

・毎月23日(十日祝の場合は翌営業日)までに提出すること。

⑥県内企業現地法人等関係者のビジネス交流機会の運営

・県内企業現地法人等関係者の交流ネットワークづくりのための「上海地域ビジネス交流会」 の開催について、会場選定や会場との連絡調整、参加者募集や参加者への連絡、開催日当 日の会場運営等、運営に関する一連の業務を行う。

- ・ビジネス交流会の企画(セミナーの講師・テーマの選定等)については、県と協議の上、 決定する。
- ・情勢等により現地開催が難しい場合は、web セミナーなどオンラインで開催すること。

⑦県施策推進のための現地支援業務(企業訪問、情報収集、関係者等との連絡調整、アテンド・通訳)

- ・県内企業現地法人や他県事務所を積極的に企業訪問し、ヒアリングを行うこと。
- ・県内企業現地法人のニーズや経済情勢の変化など、県の施策推進に必要な情報を収集し、 提供するとともに、県職員等が上海地域の関係機関を訪問する際の関係者等との連絡調整 及びアテンド・通訳を行う。なお、本業務は産業政策課以外の所属から依頼があったもの も含むものとする。
- ・外交や環境問題、感染症等により、日系企業に何らかの影響が懸念される場合、県からの 指示により、県内企業現地法人等に対して、アンケートやヒアリングなどにより、ビジネ スに関する影響等の状況調査を行う。

<その他>

- ⑧「香川県上海ビジネスサポーター」利用拡大に係る広報・周知業務
 - ・より多くの県内企業及びその現地法人等に本事業を利用していただくため、広報や周知等 を行う。

⑨その他固定費で対応する業務

・上記①~⑧に掲げる業務以外に、固定費で対応することが可能な業務がある場合には、 提案すること。

7 見積書積算に当たっての考え方

- (1) 経費の分け方等
 - ・経費は、固定費と業務の実績に応じて支払う実績費に分けることとする。
 - ・固定費の額は、経費全体の3分の2程度とする。
 - ・日本国通貨、かつ、消費税及び地方消費税込の額で積算すること。

(2) 固定費で支払う業務

・下記業務については、業務の日数に関わらず、定額の範囲内で業務を行う。

【対象業務】

- ③県内企業及びその現地法人等からの依頼によるビジネス相談
- ⑤現地ビジネス情報提供
- ⑦県施策推進のための現地支援業務 (企業訪問、情報収集、関係者等との連絡調整)
- ⑧「香川県上海ビジネスサポーター」利用拡大に係る広報・周知業務
- ⑨その他固定費で対応する業務

(3) 実績費で支払う業務

- ・下記業務については、1件、1日、1回当たりの単価を設定すること。
- ・委託業務完了後、実績(件数・日数・回数)に応じて委託金額の確定を行う。
- ・想定される各々の業務量については、以下のとおりとする。
- ・なお、下記④ii)・iii)の業務については、別途、利用者が負担する費用(以下「利用者負担」という。)を定め、県及び利用者がそれぞれ半額ずつ負担する。

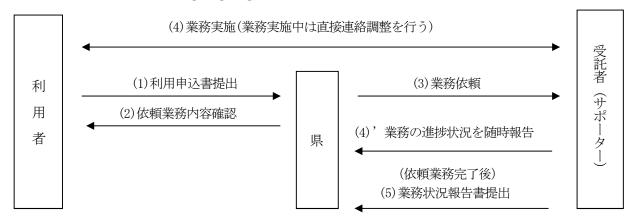
【対象業務】

- ①県内企業の現地視察に対する企画提案・アポイント手配 年間2件程度
 - ※利用者1社に対する企画提案・アポイント手配について1件当たりの単価を設定する こと。
- ②県内企業の現地視察に対するアテンド・通訳 年間2件程度
 - ※利用者1社に対する1件当たりの単価を設定すること。
 - ※アテンドに要する経費(交通費・宿泊費(ただし、1泊を限度とする。)等)を含んだ 単価を設定すること。
- ④マッチング候補企業情報の提供等
 - ※下記 i) ~iii) の項目ごとに単価を設定すること。
 - ※「i)基礎調査」の経費(単価×件数)は、「ii)商談に係るアポイント手配」及び「iii) 商談に係るアテンド」の経費(単価×件数)の合計額を超えないものとする。
 - i) 基礎調査 年間5件程度
 - ※県内企業1社につき3社程度リストアップを1件とし、1件当たりの単価を設定すること。
 - ii) 商談に係るアポイント手配 年間3件程度
 - ※マッチング候補企業1社に対するアポイント手配1件当たりの単価を設定する こと。
 - iii) 商談に係るアテンド 年間3件程度
 - ※マッチング候補企業1社に対する商談1件当たりの単価を設定すること。
 - ※アテンドに要する経費(交通費・宿泊費(ただし、1泊を限度とする。)等)を含んだ単価を設定すること。
- ⑥県内企業現地法人等関係者のビジネス交流機会の運営 上海市内で年間1回程度
- ⑦県施策推進のための現地支援業務(アテンド・通訳) 年間2日程度

8 業務実施方法について

- (1) 「6 委託業務内容」①、②、③の業務について
 - ○「6 委託業務内容」①、②、③の業務については、県内企業及びその現地法人等(以下「利用者」という。)が気軽に利用できるよう、以下の手続とする。
 - ・利用者が県に申し込み (様式別途作成)、県が利用者からの依頼業務の内容を確認した上で、県からサポーターに業務を依頼する。
 - ・県からの依頼を受けたサポーターは、利用者と電子メール・電話等で直接連絡調整して依頼業務を行う。なお、必要に応じて利用者と直接面談を行うものとする。
 - ・サポーターは、適宜、県担当者に電子メール等で進捗状況の報告を行うとともに、依頼業務が終了したときは、実施した業務内容を業務状況報告書(様式別途作成)にまとめて県担当者に提出する。

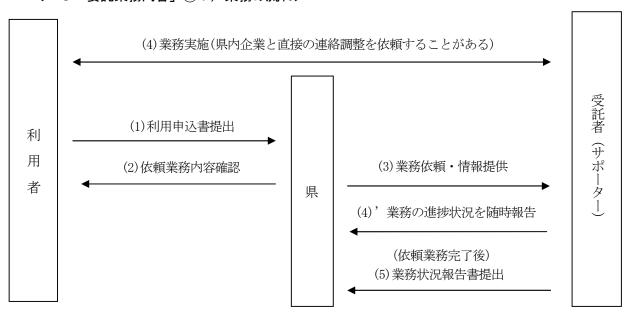
<「6 委託業務内容」①、②、③業務の流れ>



(2)「6 委託業務内容」(4)i) の業務について

- ○「6 委託業務内容」④i)の業務については、以下の手続とする。
 - ・利用者が県に申し込み (様式別途作成)、県が利用者からの依頼業務の内容を確認した上で、県からサポーターに業務を依頼するとともに、リストアップに必要な情報を提供する。
 - ・県からの依頼を受けたサポーターは、原則、県から提供を受けた情報を基に、マッチング 候補企業を利用者1社につき3社程度リストアップし、情報を書面で提供する。リストア ップに当たっては、マッチング候補企業と電子メール・電話・面談等で直接連絡調整して 業務を行う。なお、県から提供を受けた情報について補足等を要する場合には、利用者と 直接の連絡調整を依頼することがある。
 - ・サポーターは、適宜、県担当者に電子メール等で進捗状況の報告を行うとともに、依頼業務が終了したときは、実施した業務内容を業務状況報告書(様式別途作成)にまとめて県担当者に提出する。

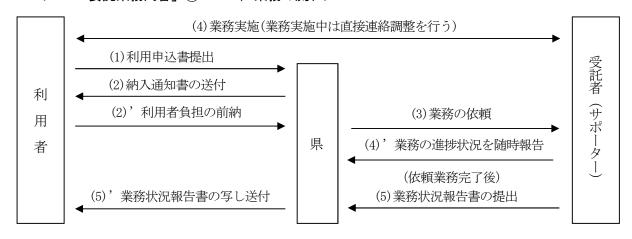
< 「6 委託業務内容」 ④ i)業務の流れ>



(3)「6 委託業務内容」(4)ii)・iii) の業務について

- 「6 委託業務内容」 ④ ii)・iii) の業務については、以下の手続とする。
 - ・「6 委託業務内容」④i)の利用者が、サポーターのリストアップしたマッチング候補 企業との商談を希望する場合は、県に商談にかかるアポイントの手配(利用を希望する場 合にあっては、商談に係るアテンド)を申し込む(様式別途作成)。
 - ・県は、利用申込を受けたときは、別に定めるところにより利用者負担を算定し、利用者に 請求する。
 - ・利用者負担の入金を確認後、県はサポーターに業務を依頼する。
 - ・県からの依頼を受けたサポーターは、利用者と電子メール・電話等で直接連絡調整して依頼業務を行う。なお、必要に応じて利用者と直接面談を行うものとする。
 - ・サポーターは、適宜、県担当者に電子メール等で進捗状況の報告を行うとともに、依頼業務が終了したときは、実施した業務内容を業務状況報告書(様式別途作成)にまとめて県担当者に提出する。

< 「6 委託業務内容 | 4 ii・iii) 業務の流れ>



9 実績報告書の提出

委託期間が終了したときは、速やかに実績報告書(様式別途作成)を提出するものとする。

10 業務を行うに当たっての留意事項

- ○受託者は、サポーターが実施する業務を支援するとともに、その全ての行為について責任を 負うものとする。
- ○サポーターは、以下の能力を備えた者とすること。
 - ・中国語及び日本語について、一定程度(ビジネス上支障がない程度)の会話、読解及び作 文能力があること。
 - 中国におけるビジネスに精通していること。
 - ・ 県内企業等からの様々な相談に対して、適切なアドバイスができる知識及び経験を有する こと。
 - ・委託業務内容について積極的に企画提案及び実施する意欲と能力を有すること。
 - ・本業務の窓口となる担当者として、県内企業や商談先候補企業との連絡調整、面談やアテンドを主体的に行い、業務において中心的な役割を果たすことができること。
 - ・上海地域におけるビジネス界で豊富な人脈を有すること。

- ○県からの依頼に対して迅速に対応できるよう、「7 見積書積算に当たっての考え方」で想 定した業務量に見合う業務日数を確保すること。
- ○サポーターが、県内企業と事前相談のために来県するときは、県担当者と事前に日程調整するとともに、原則として県庁内で相談を行うものとする。ただし、県内企業を訪問して相談するときは、県職員が同行する。
- ○現地ビジネス情報提供については、レポート作成が完了したときは、電子メールで県担当者 に提供すること。

11 その他

- ○本業務により知り得た情報を許可なく外部に漏らし又は他の目的に使用してはならない。
- ○本業務の遂行における疑義及び本業務仕様書に定めがない事項が生じた場合は、県と協議の 上定める。
- ○現地ビジネス情報に関するレポート等の著作権は、県に帰属するものとする。

以上